

**教職員免許法の特例による
介護等体験事業実施要綱**

2019年度版

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	教職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱	1
2	別紙	
	[別紙 1] 介護等体験 スケジュール	7
	[別紙 2] 対象となる社会福祉施設等一覧	8
	[別紙 3] 週間コード表	9
	[別紙 4] 地域コード表	10
3	様式	
	[様式①] 介護等体験申込書（学校→埼玉県社協）	11
	[様式②] 介護等体験申込書（学生記入用）	12
	[様式③] 証明書	13
	[参考資料] 証明書記入上の注意	14
	[様式④] 介護等体験学生自己紹介票	15
	[様式⑤] 介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書	16
	[様式⑥] 返金手続願	17
	[様式⑦-1] 介護等体験年間受入計画書	18
	[様式⑦-2] 介護等体験受入計画書	19
	[様式⑧] 介護等体験受入連絡票	20
	[様式⑨-1] 介護等体験者報告書兼請求書	21
	[様式⑨-2] 介護等体験者名簿	22
	[様式⑩] 介護等体験事故届書	23
	[別添] 細菌検査に関するお問い合わせ先	24
	[参考 1] 社会福祉施設等での記録ノート	25
	[参考 2] 介護等体験をふりかえって	26

・介護等体験システム、システムマニュアル

・介護等体験実施要綱、様式類

以上のものは、本会 WEB サイトからダウンロードできます。下記のページにある「教員免許取得のための介護等体験」のボタンをクリックしてダウンロードページへ進んでください。

<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/talent-center/>

教職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱

1 趣旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性を考慮して、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る面から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設及びその他の施設（以下「社会福祉施設等」という。）での介護等体験（以下「体験」という）を行うことになったため、埼玉県内の社会福祉施設等での受入調整業務を埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）が担当することにより、介護等体験の円滑な推進を図るものである。

2 対象者

(1)原則として、以下のいずれかに該当する者とする。

①埼玉県内に所在する大学、短期大学及び教員養成機関（以下「学校」という）の学生で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者。

②埼玉県内に自宅または帰省先を持つ学生で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者。

(2)4年制大学については、原則として2年生以上を対象とし、短大等の場合は1年生から対象とする。

3 実施主体 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

4 年間スケジュール 別紙1「介護等体験 スケジュール」に従い事業を行うこととする。

5 体験を行う社会福祉施設

埼玉県内にある高齢者、障害者（児）、児童関係の施設の中で、法律で定められた施設（別紙2「対象となる社会福祉施設等一覧」参照）とする。

6 実施期間等

【期間】当該年度5月～翌1月（2月は予備月）

【日数】原則として、月曜日～金曜日の連続5日間

【時間】5～6時間程度とするが、受入施設の状況に応じ設定

7 体験の内容

上記の趣旨に鑑み、体験内容は、以下に例示するような基礎的・入門的な活動を中心とする。そのため、具体的な内容は、受入施設や学生の希望等の事情に応じ、無理のない内容とし、介護技術を必要とする援助（入浴介助・排泄介助等の身体介助等）を学生に体験させる場合には、方法を指導し、必ず職員の立会いの下で行うように配慮すること。なお、その際には学生の同意を前提とし、同性介助とすること。

【例】

ア 高齢者、障害者又は児童（以下「利用者」という。）に対する介護・介助の補助

イ 利用者との交流（話し相手）、学習活動や就労支援、作業支援活動の補助

ウ 利用者の散歩や外出の付き添いの補助

エ レクリエーション、運動会等の行事（受入施設が主催する行事であって、当該受入施設の外で実施するものを含む。）業務の補助

オ その他、状況に応じて掃除や洗濯など利用者とは直接接しなくても受入施設の職員に必要とされる業務の補助

8 体験に伴う費用

(1) 体験費用

1人5日間 8,000円 7日間 11,200円

学生を受け入れる社会福祉施設等（以下「受入施設」という）への体験協力費 5,000円、埼玉県社協の調整費 3,000円（7日間の体験は、体験協力費 7,000円、埼玉県社協調整費 4,200円とする。）

ア 体験費用は、学校がとりまとめ、埼玉県社協が指定する口座に指定期日までに一括して払い込むものとする。

イ 払込金額は、「受入決定通知書」に添付する「振込依頼書」の体験費用請求額とする。

ウ 「受入決定通知書」を発送後、体験を辞退した場合、受入施設への体験協力費（5日間 5,000円・7日間 7000円）を学校等が指定する銀行口座へ返金します。ただし、体験期間初日の1週間前までに様式⑤による辞退届が施設で受理された場合のみ返金の対象となります。

※詳細については、「受入決定通知書」に同封する資料を御確認ください。

(2) その他の費用

次の費用については、受入施設の状況に応じて、体験学生が実費を負担する。

ア 食費・・・受入施設によって、食事提供の有無また1食当たりの料金が異なる。

イ 交通費・・・施設までの交通費

ウ 健康診断、細菌検査に要する費用・・・施設が、体験前に「健康診断」「細菌検査」の結果について提出を求める場合がある。

エ その他・・・上記アからウ以外の費用は、受入施設が体験協力費から賄うものとする。

9 埼玉県社協の業務

(1) 学校からの様式①「介護等体験申込書」等の受付

埼玉県内の学校及び申込意向があった県外の学校に様式①「介護等体験申込書」等を送付し、定めた期間内に随時受け付ける。

(2) 社会福祉施設等の受入計画の提出依頼

ア 埼玉県の社会福祉施設等に受入の意向確認をする。

イ 受入可能と回答のあった社会福祉施設等に、調整に必要な様式⑦-1「介護等体験年間受入計画書」、様式⑦-2「介護等体験受入計画書」及び様式⑧「介護等体験受入連絡票（以下「受入連絡票」という。）」の提出依頼をする。

(3) 体験の調整、通知

ア 学校からの申込書と受入施設からの様式⑦-2「介護等体験受入計画書」を元に調整を行う。

イ 調整結果を学校及び受入施設に通知する。

（ア） 学校に決定通知をするとともに、調整した施設の様式⑧「受入連絡票」を送付する。また、体験費用の振込み依頼をする。

（イ） 受入施設に決定通知をするとともに、学校へ送付済の様式⑧「受入連絡票」を再確認用として送付する。

(4) 費用の管理

ア 学校からの入金を確認する。

イ 受入施設に体験費用を振り込む。また、学校に辞退学生の返金をする。

年度内に予定した体験事業がすべて終了した受入施設から様式⑨-1「介護等体験者報告書兼請求書」、様式⑨-2「介護等体験者名簿」を受け付け、体験費用を振り込む。また、学校より様式⑥「返金手続

願」を受け付け、体験費用を返金する。

10 社会福祉施設等の業務

(1) 年間受入計画書等の作成・提出

ア 体験の受入可否を県社協に回答する。

イ 年間受入計画書等を作成する。

(ア) 介護等体験事業についての通知に記載のとおり、インターネットのホームページから様式⑦-1「介護等体験年間受入計画書」、様式⑦-2「介護等体験受入計画書」、様式⑧「介護等体験受入連絡票」を作成するシステムをダウンロードする。

(イ) ダウンロードしたシステムを使って、必要事項を入力し、入力したデータファイルを電子メールなどで埼玉県社協に提出する（※送付データは、念のため保管しておいてください）。

(2) 体験学生の受入れ

ア 学生が利用者の状況や特性、日常生活の流れなどを理解できるようオリエンテーションを実施する。

イ 体験内容は「7 体験の内容」を参考に実施する。

ウ 「証明書」を発行する。

体験終了後、学生が持参する様式③「証明書」に施設長が捺印する。

※証明印の詳細は参考資料（14頁）を参照

エ 学生又は学校から施設に直接受入れの依頼があった場合は、埼玉県社協に相談するように伝える。

(3) 体験終了報告書兼請求書等の提出

当該年度のすべての学生の体験終了後、様式⑨-1「介護等体験者報告書兼請求書」及び様式⑨-2「介護等体験者名簿」に記入し、埼玉県社協に提出する。

(4) その他

ア 受入決定通知書について

埼玉県では、大学からの申込を3期（1月末日、4月末日、6月末日）に分けて受け付けている。そのため、受入をお願いする学生がいる場合は、施設へ受入決定通知書を3回（3月、5月、7月の各月中旬頃）発送する。体験者は重複していないので、お送りした決定通知書は全て保管してください。

イ 学生自己紹介票の取扱いについて

学生が提出する様式④「介護等体験学生自己紹介票」は個人情報に記載されているため、取扱い、保管については十分配慮し、健康診断書等とともに体験終了後に必ず学生本人に返却する。

ウ 体験期日の変更について

受入施設の都合で期日を変更する場合は、施設が直接学生及び学校と調整し、体験期日を変更することができる。この場合は、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を学校及び埼玉県社協に提出する。

エ 辞退について

体験を辞退する場合は、学校から受入施設等へ連絡し様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」が届きます。体験者リストから、辞退学生を外してください。

オ 受入中止について

学生の体験に臨む態度等が不適切で、受入施設の運営に支障が生じる場合には、施設長の判断により、体験受入を中止することができる。この場合は、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を学校及び埼玉県社協に提出する。

カ 細菌検査について

利用者の状況を考慮して、学生に細菌検査の提出を求めることができる。ただし細菌検査は学生の

金銭的負担も大きいので、検査の必要性を検討の上、「受入連絡票」に真に必要な項目のみ記載する。

1 1 学校の業務

(1) 申込書のとりまとめ

ア 様式①「介護等体験申込書」に必要事項を記入する。

イ 介護等体験事業についての通知に記載したとおり、インターネットのホームページから学生が記入した様式②「介護等体験申込書」を入力するためのシステムをダウンロードする。様式②「介護等体験申込書」の3 希望地域の地域コードは、別紙4「地域コード表」を参照して記入する。

ウ ダウンロードしたシステムを使って、必要事項を入力し、入力したデータファイル及び様式①「介護等体験申込書」を電子メールなどで埼玉県社協に送付する。（※送付データは、念のため保管しておいてください。）。

※学生が社会福祉施設等又は埼玉県社協に直接体験を申し込むのではなく、学校を通して手続きするよう指導する。

(2) 申込書の提出

埼玉県社協に対する申込書等の締切は、各期ごとに次のとおりとする。

ア 第1期は、1月末日（体験期間：該当年度5月～翌1月）

イ 第2期は、4月末日（体験期間：該当年度7月～翌1月）

ウ 第3期は、6月末日（体験期間：該当年度9月～翌1月）

（第3期の締切日以降は、随時、埼玉県社協に問い合わせください。）

(3) 体験できない期間

どうしても体験できない期間の週コードを記載する。体験できない期間が多い場合、希望地域や希望種別で調整できないことがあります。

体験できない理由として、学校行事（公式的なもの）、教育実習、成人式等が含まれます。

(4) 事前オリエンテーションの実施

学生に対して、体験の実施に必要な指導・援助を体験前に行う。

(5) 体験費用の徴収及び振り込み

学生から体験費用[1人 8,000円(7日間体験の場合は、11,200円)]を徴収し、埼玉県社協が指定する期日までに指定口座に一括して振り込む。

(6) 学生に対する周知や連絡

各受入施設の様式⑧「介護等体験受入連絡票」を該当の学生に配布する。その受入施設からの連絡事項があれば学生に伝える。

また、様式④「介護等体験学生自己紹介票」の提出方法、提出期限については、各受入施設の様式⑧「介護等体験受入連絡票」に示しているため、学生への周知・徹底をする。

(7) 証明書の配付

様式③「証明書」を学生に持参させる。

(8) その他

ア 受入施設の決定について

体験先は調整をした結果、学生が希望する施設種別、地域に添えないことがあるので、オリエンテーションでその旨を伝える。

イ 体験期日の変更について

やむを得ない理由により、体験期日の変更をする場合は、学校と受入施設にて調整をする。なお、調整結果を様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」に記入し、受入施設及び埼玉県社協に

提出する。

ウ 体験の辞退について

体験を辞退する場合は、受入施設に様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届出書」を提出する。施設の辞退届受理日が体験初日の1週間前までの場合は、体験協力費を返金するので、施設へ提出した様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届出書」の写しと様式⑥「返金手続願」を埼玉県社協へ提出する。施設の辞退届受理日が体験初日の1週間前より後の場合は、体験協力費の返金はないので、施設へ提出した様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）」の写しを埼玉県社協へ提出する。

※辞退受理日の考え方

土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		初日の1 週間前							体験 初日
学生への返金手続願を あわせて出す ←			この日以降は返金しません →						

エ 体験の中止について

体験中に適切でない言動や行動があった場合は、受入施設から体験を中止させられる場合もあることを学生に伝える。

オ 受入連絡票の配布について

受入施設の様式⑧「介護等体験受入連絡票」を学生に渡す。また、その内容を確認し、必要書類の提出等を学生に徹底する。

カ 参考1「社会福祉施設等での記録ノート」及び参考2「介護等体験をふりかえって」は学生の体験記録等として使用する。

キ 「参考資料 証明書記入上の注意」（14頁）は、証明書の記入を参考とする。

1.2 事故への対応

体験に伴い想定される事故等に対応するため、学校は事前に保険（日本国際教育支援協会の「学研災付帯賠償責任保険」等）に加入する。事故予防のために、大学での事前学習や施設でのオリエンテーションにおいて学生を指導する。

なお、万一事故が起きた場合はけがの治療等を優先し、次のとおり対応する。

- (1) けがの状態を確認し、通院等最善の処置をする。
- (2) 学生及び受入施設が学校に連絡をする。
- (3) 学校・受入施設双方は、様式⑩「介護等体験事故届書」を埼玉県社協に提出する。

1.3 感染症への対応

感染症の対応については、大学や施設が実施するオリエンテーションの際に学生に対し次の事項を踏まえて指導する。

- (1) 大学のオリエンテーションなどで、受入施設の利用者は、感染症に対する抵抗力や免疫力の低い方がいることを学生に認識させ、感染予防に万全を期すよう指導する。
また、学生自身の健康管理や感染予防のため、体験中のうがいや手洗いを励行させる。
- (2) 発熱・下痢・発疹等体調の異常を感じる場合は、介護等体験を中止するとともに、速やかに診察や検査を受けさせる。
- (3) 受入施設が必要とする場合には、学生に健康診断書、細菌検査の結果を求めることができる。そのための費用は、学生の負担となる。ただし、「10 施設の業務」に記載があるように、細菌検査は、真に必要とする項目のみ請求することとする。

- (4) 健康診断書は、学校で行う健康診断のものを標準とし、細菌検査等の検査項目や提出方法については、各受入施設の様式⑧「介護等体験受入連絡票」に従うものとする。

【細菌検査項目例 サルモネラ菌、赤痢菌、O157、虫卵、結核（X線）、コレラ、腸チフス菌、パラチフス菌】

※上記以外の検査項目を必要とする施設は、受入連絡票記入前に埼玉県社協に連絡すること。

細菌検査に関するお問い合わせ先：埼玉県食品衛生協会 検査センター 048-649-5331（別添参照）

- (5) 利用者と昼食を共にするカリキュラムを設けている施設が多いので、食物アレルギーのある学生はあらかじめ自己紹介票に記入すること。

1.4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業で取得した個人情報は、受入調整、連絡調整等当事業に付随する業務以外の目的で使用しないこととする。また、管理については、「社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供しない。
- (2) 学生が介護等体験中に知り得る情報の取り扱いで、受入施設から学生に対し誓約書の提出を求められた場合は、その両者の間で取り交わすこととする。
- (3) 上記(2)の誓約書の提出の如何によらず、体験中に知り得た利用者のプライバシーに関することがらについて、他の人に話したり、外部に漏らしたりすることのないよう、利用者のプライバシーには十分に配慮すること。

さらに、個人のブログやツイッター、フェイスブック等において、介護等体験の内容を掲載する場合、利用者の個人名等を伏せるのはもちろんのこと、写真等から個人が特定されてしまうようなことは絶対にしないこと。

- (4) 受入施設は、自己紹介票、健康診断書等の個人情報記載の書類を体験終了後に必ず学生本人に返却すること。
- (5) 受入施設は、施設職員が個人の携帯電話などに学生のメールアドレスなどの連絡先の登録をすることや、体験後、個人的な用件で、学生に連絡を取るようなことはしないように徹底すること。

1.5 関係法令等

- (1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、平成9年6月18日）
- (2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日）
- (3) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知、平成18年9月29日）
- (4) 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- (5) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部省事務次官通達、平成9年11月26日）
- (6) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日）
- (7) 『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』（厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日）